

## ことしん相続定期預金商品説明書

商 品 名	ことしん相続定期預金	
ご利用 いただける方	相続による預金等をお受け取りになられた日から1年以内にお預けいただける個人の方	
預入期間	・3年の自動継続式定期預金（元利金継続・元金継続）	
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入と致します</li> <li>・100万円以上（相続によりお受け取りになられた預金等の範囲内とします）</li> <li>・1円単位</li> </ul>	
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いします。	
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年0.30%（税引前）</li> </ul> 金利の適用は初回満期日までとし、自動継続後の適用金利は、継続日当日の「スーパー定期3年、または大口定期3年もの」の店頭表示金利とします。	
利 息	大口定期預金（単利型）	スーパー定期預金（複利型）
(1) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お預入期間3年のものは、中間利払日（お預入日から満期日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。</li> <li>なお、中間利払日に支払う利息は、お預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> </ul>
(2) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算</li> </ul>
手 数 料	・なし	
税 金	平成25年1月1日から令和19年12月31日迄の間にお受け取りになるお利息等には「復興特別所得税」が課税されますので20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。	
付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せします。	
中途解約の取扱い	大口定期預金（単利型）	スーパー定期預金（複利型）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、（別紙23ページ）「定期預金の中途解約利率一覧表」のとおりお支払いします。なお、中間払利息がお支払いされている場合には、中途解約利息との差額を清算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、（別紙23ページ）「定期預金の中途解約利率一覧表」及びお預入日から解約日の前日までの日数により、6ヵ月毎の複利計算した中途解約利息とともにお支払いします。</li> </ul>

<p>苦情処理措置 紛争解決措置 について</p>	<p>・ <b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。</p> <p>・ <b>紛争解決措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）</li> <li>・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・ 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・ 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部及び全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</li> </ul>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1被相続人に対し、1相続人1回、1店舗のみご利用いただけます。</li> <li>・ 相続により取得した不動産や株式等の換金代金や生命保険等も対象となります。</li> <li>・ 他の金融機関でお受け取りされた相続預金等も対象となります。        ≪他金融機関で相続手続きされた場合≫        「お預けされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類をご持参ください。        （例）遺産分割協議書の写し/金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し/戸籍謄本の写し+被相続人の解約済通帳か計算書写し など</li> <li>・ 金利環境の変化等により募集期間中であっても適用金利の変更または、募集を中止することがあります。</li> <li>・ 証書式、通帳式、総合口座でのお取扱いができます。</li> <li>・ A T M、インターネットバンキングでのお取扱いはできません。</li> <li>・ 預金保険の対象商品です。        （お一人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>

(令和6年8月1日現在)